

1 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

1.1 計画策定の背景

(1) 世界の動き

- 海洋プラスチックごみなどによる地球規模での海洋環境の汚染によって、生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が世界的に懸念
- 海岸漂着物対策は、海洋のみならず、陸域においても対応が求められ、多様な主体の連携・協力が不可欠

【関連する主なSDGsの目標】

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

		目標4 すべての人への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
		目標12 持続可能な生産消費形態を確保する
		目標14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
		目標17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

(2) 国の動き

海岸漂着物処理推進法の改正等により対策を推進

- 平成30年6月 海岸漂着物処理推進法の改正
- 平成30年11月 プラスチック・スマートキャンペーン
- 令和元年5月 国の基本方針の変更、アクションプラン及びプラスチック資源循環戦略の策定

(3) 県のこれまでの取組

- 東日本大震災津波からの復旧・復興が着実に進捗
- いわて県民計画（2019～2028）を策定し、自然の豊かさとともに暮らすことのできる岩手の実現に向けて取組を推進
- 地域の環境保全活動等や廃棄物の3Rの推進に向けた取組を実施

1.2 計画策定の目的

- 被災前の姿を取り戻しつつある本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進
- SDGs、国の基本方針、県民計画の政策推進の基本的な方向性等を踏まえ、海岸漂着物処理推進法に基づき策定

1.3 地域計画の期間

4年間（令和元年度～令和4年度）

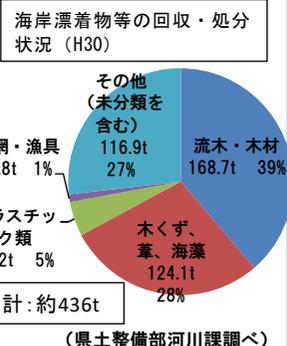
2 岩手県における海岸特性

- 延長約700kmにわたる海岸
- 一級河川3水系、二級河川45水系（うち6水系が他県に注ぐ）
- 本県の海岸の優れた自然環境を生かし、産業や憩いの場などとして活用（三陸復興国立公園などの自然公園、三陸ジオパーク、港湾・漁港、レジャー施設等）

3 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

3.1 海岸漂着物等の現状

- 東日本大震災津波により大量のがれきが海域に流出
- 平成30年度に回収・処理された海岸漂着物等：約436t
 - ・ 流木・木材が多くを占め、その他、木くず、プラスチック類、漁網・漁具等を確認
- 要因として、流木や葦は河川から海域に流出したもの、海藻や漁具は、風浪等により県内外の海岸部から漂着したものと推察



3.2 海岸漂着物対策の現状

(1) 海岸漂着物等の処理

- 海岸管理者等による処理
- 海岸愛護月間（7月）等におけるボランティアによる海岸清掃活動、北上川一斉河川清掃等の河川清掃活動

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- 森川海条例に基づく流域の連携等による環境保全活動
- 産業・地域ゼロエミッション推進事業等、廃棄物の発生抑制等に取り組む事業者に対する支援
- 不法投棄追放月間（6月・10月）における不法投棄監視パトロール、産廃Gメンによる監視・指導等

(3) 環境学習・普及啓発

- 環境学習交流センターによる環境学習の支援
- 環境アドバイザーの研修会等への派遣等

3.3 海岸漂着物等に関する課題

(1) 海岸漂着物等の処理

- 関係主体が連携して生活や産業に影響を及ぼす海岸漂着物等を円滑かつ適正に処理する必要がある。
- 民間事業者等と連携してボランティアによる清掃活動を継続して支援する必要がある。

(2) 海岸漂着物等の発生抑制

- 環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前にプラスチックごみを円滑に処理する必要がある。
- 海岸に至る河川流域における清掃活動の実施等、内陸地域と沿岸地域が一体となった施策を推進する必要がある。

(3) 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識を高め、県民一人ひとりの行動を促す必要がある。
- 小中学校と連携したごみの回収活動等の環境学習を通じて、その意識の高揚を図ることが重要である。
- 環境人材の育成や民間団体など多様な主体の参画が重要である。

4 海岸漂着物対策の基本方針

4.1 基本目標

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

4.2 海岸漂着物対策の基本方針

1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 県など海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のための必要な措置を講ずる。
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理に当たっては、必要に応じ、市町村と連携を図る。

2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 内陸地域と沿岸地域が一体となって、3Rの推進、ごみ等の投棄の防止や水域への流出の防止等を図り、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努める。
- 海洋プラスチックごみ対策は、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が困難となる前の円滑な処理、排出の抑制が重要であることから、次の廃プラスチック類の排出の抑制等に努める。
 - ① ポイ捨て・不法投棄の撲滅
 - ② 使い捨てられるプラスチック製容器・包装品の使用削減
 - ③ 再生利用容器・製品等の利用促進

3 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、環境学習や消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努める。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の実施状況等に関して積極的かつ効果的な周知を図る。

4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- 国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換し、連携・協力を図る。

5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

次の①～④の観点から、本県の沿岸全域を重点区域として対策を講ずる。

- ① 景観・環境
国立公園・自然公園、ジオパーク等、景観や自然環境に配慮が必要と認められる区域
- ② 港湾・漁港
港湾及び漁港が存在し、船舶の航行や漁業等経済活動の観点から対策が必要と認められる区域
- ③ 海岸利用
海水浴場、レクリエーション施設等が存在し、観光や利用の観点から対策が必要と認められる区域
- ④ 海岸漂着物等
県が行った調査において海岸漂着物等が確認された区域



三陸ジオパーク ジオサイト
の一例 北山崎 (田野畑村)

5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

ア 海岸管理者等の処理の責任

- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理のために必要な措置を講ずる。
- 沿岸市町村は、海岸管理者等と連携し、回収・処分等に取り組む。

イ 漂流ごみ等（漂流ごみ・海底ごみ）の円滑な処理の推進

- 漂流ごみ等が生活・経済活動に支障を及ぼしている場合には、漁業者等の協力を得る等して、処理の推進を図るよう努める。

ウ 海岸漂着物等の適正処理

- 海岸管理者等や沿岸市町村は、連携・協力し、回収された海岸漂着物等について、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行う。



海岸清掃活動の状況
【写真提供】
いわて海ごみなくし隊
(海と日本プロジェクト
in岩手)



北上川一斉清掃の状況
【写真提供】
国土交通省東北地方整備局
岩手河川国道事務所

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

ア 流域圏が一体となった取組の推進（森川海条例の流域基本計画に基づく取組の推進）

- 河川・海岸の環境美化のための清掃活動や水生生物調査等、地域の資源を生かした住民参加による環境保全活動の実施

- 各流域で活動する団体の連携の推進、他の模範となる優良事例の表彰等

イ プラスチックごみの削減等3Rの推進（3R推進キャラクター「エコロル」を活用した普及啓発・事業者の取組の促進等）

- 「いわて三ツ星ecoマナーアクション」による使い捨てプラスチックの排出抑制等の推進

- 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組

- エコショップいわて認定事業等、廃棄物の減量化等の施策の推進等

ウ ごみ等の投棄の防止等（「海ごみゼロウィーク」（5/30～6/8）、環境月間等における取組の推進）

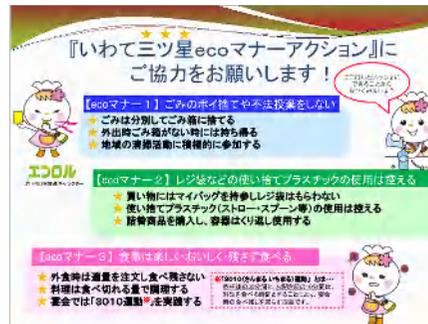
- クリーンいわて運動・不法投棄監視パトロールの実施等

(3) 環境学習・普及啓発

ア 環境学習（海岸・河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習、環境人材の育成等）

イ 普及啓発（海岸漂着物等の処理の推進に係る施策の情報提供等）

ウ 民間団体等との連携



6 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- 多様な主体による適切な役割分担と相互協力が必要不可欠
- 県は、海岸漂着物対策推進協議会等を通じた情報共有や隣県との情報交換等により流域圏の関係主体が一体となった取組を推進

6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主体	役割
海岸管理者等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物等の適切な処理 ○ 関係者との情報共有、連携
県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物対策推進協議会の運営（事務局） ○ 関係団体との情報共有、連携 ○ 発生抑制対策の推進 ○ 情報発信、環境学習、普及啓発の実施
沿岸市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸漂着物等の適切な処理に関する海岸管理者等への協力 ○ 海岸・河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施
内陸市町村	<ul style="list-style-type: none"> ○ 河川の清掃活動の促進、発生抑制対策 ○ 環境学習、普及啓発の実施
国・研究機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外交上の適切な対応及び関係国への防災対策の要請 ○ 地方自治体との情報共有・連携、財政上の措置 ○ 専門的な情報の提供
県民	<ul style="list-style-type: none"> ○ 持続可能な社会の実現に向けた3Rの実践 ○ 海岸・河川等の清掃活動への参加
事業者・事業者団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ プラスチックごみの発生抑制や廃棄物の適正処理 ○ 海岸・河川清掃等への参加、協力、支援 ○ 構成員事業者に対する情報提供等の支援
民間団体等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸・河川清掃等への参画や普及啓発の促進 ○ 環境教育、環境学習の振興

7 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

7.1 モニタリングの実施

県は、海岸漂着物等の組成、量等について定期的な調査を行い、市町村とともに、その結果の分析を踏まえた対応策等を検討する。

7.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物等の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を行う。

7.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定

県は、必要に応じ、環境アドバイザー等の助言を得るとともに、海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・活動推進団体の指定を行う。

7.4 地域計画の見直し

県は、社会経済情勢の変化、海岸漂着物処理推進法その他の制度の改正、県内の取組状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。